



平成27年 4月21日

各 位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所  
代表者名 代表取締役社長 奥村 浩士  
(JASDAQ コード番号:4920)  
問 合 せ 先 常務取締役経営統括本部長 土谷 康彦  
(TEL. 03-3456-0561)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 4月21日開催の取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成27年 5月28日開催予定の第58期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定により責任限定契約を締結することができるむねの規定として、定款第 30 条（取締役の責任限定契約）を新設するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任限定契約)
第 30 条～第 48 条 (条文省略)	<u>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
	第 31 条～第 49 条 (現行どおり)

#### 3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 28 日 (木)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 28 日 (木)

以 上